

兵庫教育大学ファカルティ・ディベロップメント  
推進助成金実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、兵庫教育大学(以下「本学」という。)に在籍する教員が実施するファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動において必要となる経費に対し助成金(以下「FD 助成金」という。)を給付することにより、野火的にFD活動が展開する風土を醸成し、教育の質保証に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において実施するFD活動は、「いつでもどこでもFD」と呼称するものとする。

(申請資格)

第3条 FD 助成金を申請できる者は、本学に在籍する教員(特任教員、特命教員、特定教員、研究員及び附属学校教員を除く。)とする。

(助成金額)

第4条 FD 助成金は、本学におけるFD活動のため必要とする謝金、旅費及び消耗品の購入等に対して支出するものとする。

2 FD 助成金の給付限度額は、申請1件につき5万円とする。ただし、FD 推進委員会委員長(以下「委員長」という。)の許可を得たときは、この限りではない。

(申請)

第5条 FD 助成金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として実施日の2月前までに、企画書兼申請書(別記様式1)を委員長に提出しなければならない。

2 申請者は、個人又は複数人とすることができる。

(決定)

第6条 FD 助成金の給付を受ける者(以下「受給者」という。)の決定は、委員長及び副委員長が行う。

2 委員長は、前項の規定により、受給者を決定したときは、申請者に通知する。

(中止)

第7条 受給者が、やむを得ない理由により申請したFD活動を中止するときは、あらかじめその理由を付して委員長に申し出なければならない。

2 委員長は、前項の規定による中止を申し出た受給者に、既に支出したFD助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告)

第8条 受給者は、FD助成金の給付を受けて行ったFD活動が完了したときは、速やかに、報告書(別記様式2)を委員長に提出しなければならない。

2 前項の報告ができないときは、FD助成金の返還を求めることがある。

(特別な事情による給付停止)

第9条 委員長は、予算等の状況によりFD助成金の減額又は給付の停止を行うことができる。

(事務)

第10条 FD助成金に関する事務は、教育研究支援部学務課が処理する。

(雑則)

第11条 この要項により難い場合は、委員長の判断により措置をする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。